
プロジェクト ISSB 対応：アジェンダの優先順位に関する協議

項目 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の 2022 年 10 月ボード会議
における暫定決定事項

本資料の目的

1. 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、2022 年 3 月 31 日に公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」（S1 基準案）及び公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」（S2 基準案）を公表した（コメント期限：2022 年 7 月 29 日）。ISSB は現在、寄せられたフィードバックを踏まえ、再審議を行っている過程にある。
2. 一方、ISSB は、S1 基準案及び S2 基準案を最終化した後に開発を行う基準のテーマを決定するため、2022 年 7 月のボード会議より アジェンダ協議（審議するアジェンダの優先順位に関し公開協議を行うこと） に関する議論を開始した。ISSB は、アジェンダ協議の一環として 情報要請（Request for Information; RFI）（本稿第 4 項参照）を公表することを目指している。
3. 本資料は、2022 年 10 月 18 日に行われた ISSB ボード会議において、アジェンダ協議に関して暫定的に決定された事項を中心にお示しすることを目的としている¹。なお、情報要請の公表に際して、公開の場で別途議決が行われる予定である²。

これまでの議論の概要（2022 年 7 月 ISSB ボード会議）

4. 2022 年 7 月の ISSB ボード会議において決定事項はなかったものの、以下に示す事項が支持され、特に、アジェンダ協議を進めるにあたり S1 基準案及び S2 基準案の最終化により確立された基礎（本稿第 5 項参照）に基づくことの必要性が強調された。
 - アジェンダ協議の一環として以下に関する意見を収集するため、情報要請（テクニカル・プロジェクト又はより広範な協議に関連した事項についての情報又はフィードバックを審議会が正式に要請するもの）³を公表すること

✓ ISSB の活動の戦略的バランス

¹ 本資料は、IFRS 財団ホームページにおいて公表されている情報（ISSB のアジェンダ・ペーパー及び ISSB により公表された「ISSB Update」等）の内容に基づき SSBJ 事務局が作成したものである。

² IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブック 3.14 項、4.16 項から 4.18 項

³ IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブック 4.15 項

- ✓ アジェンダ案の優先順位を評価するための判断規準
- ✓ 潜在的なアジェンダ案を識別し優先順位を付ける方法
- 以下を踏まえ、アジェンダ協議の対象期間を 2年⁴とすること
 - ✓ 進行中の作業（S1 基準案、S2 基準案等の最終化）を踏まえた限定的な対応力
 - ✓ 新たな事項への対応力と柔軟性の確保の必要性
 - ✓ 進行中の作業の反映
- 情報要請の開発において検討すべき項目（例示）
 - (1) 生物多様性、生態系、自然損失(nature loss)
 - (2) 循環型経済、材料調達(materials sourcing)、バリュー・チェーン
 - (3) 気候変動
 - (4) サイバー・セキュリティ、データ・セキュリティ、顧客プライバシー
 - (5) 経済的不平等
 - (6) 人的資本
 - (7) 人権
 - (8) 水資源及び海洋資源
 - (9) 産業別要求事項
 - (10) 旧サステナビリティ会計基準審議会（SASB）において進行中のレガシー・プロジェクト（基準設定プロジェクト、研究プロジェクト、初期段階の機会）
 - (11) 国際会計基準審議会（IASB）との調整において実施される可能性のあるプロジェクト（概念フレームワーク、経営者による説明など）

2022 年 10 月 ISSB ボード会議の概要

5. 2022 年 10 月の ISSB ボード会議では、情報要請を公表するにあたり計画されているアプローチ及びその公表時期に関する議論がなされ、以下の事項が暫定的に決定された。

(1) 情報要請に関するアプローチ

- ✓ IFRS S1 号及び IFRS S2 号が最終化された後に、それらにより確立された基礎に基づく作業（基礎的な作業（foundational work））の概略を情報要請の中で説明する。「基礎的な作業」には、以下が含まれる。
 - ① SASB スタンダードの国際的な適用可能性を高め、SASB スタンダードのレガシー・プロジェクトを継続する。

⁴ IFRS 財団の定款では、少なくとも 5 年ごとにアジェンダ協議を実施することが求められている。

- ② キャパシティ・ビルディングを支援し、核になる概念を明確にするためのマテリアルを開発する。また、デジタル報告のための IFRS サステナビリティ開示タクソノミを進展させる。
 - ③ つながり及び相互運用可能性（interoperability）を支援するために IASB 及び他のサステナビリティ報告の基準設定主体と調整する。
 - ④ S2 基準案が最終化された後に、的を絞って改善すべき部分（targeted enhancements）を識別するためのリサーチ及びアウトリーチを継続する。
- ✓ 新たなリサーチ・プロジェクト及び基準設定プロジェクトの提案について、利害関係者にフィードバックを要請する。

(2) 公表予定時期

- ✓ 情報要請は 2023 年前半（1 月から 6 月）に公表予定（当初 2022 年末としていた計画を変更し、S1 基準案及び S2 基準案の最終化と基礎的な作業を優先）。

次のステップ

6. ISSB は、どの新たなリサーチ・プロジェクト及び基準設定プロジェクトを情報要請の対象に含めるかについて決定する予定である。

ディスカッション・ポイント

ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上